六　倫理審査委員会の名称、構成員及び構成員の専門とする分野
七　倫理審査委員会から提出された意見

3　第一項に規定する届出書には、ヒト受精胚の提供者の同意を得るに当たりヒト胚核移植胚を作成しようとする者又は提供医療機関（ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚の提供を受け、作成者に当該ヒト受精胚を移送する医療機関をいう。）に所属する者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した書面及びヒト胚核移植胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。

（ヒト胚核移植胚の譲受の届出）

第六条　法第六条第一項の規定による特定胚の譲受の届出は、ヒト胚核移植胚を譲り受けようとする場合には、別記様式第一の六の届出書によってしなければならない。

2　法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうちヒト胚核移植胚の譲受に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　ヒト胚核移植胚を研究に用いる必要性に関する事項
二　ヒト胚核移植胚を譲り受けようとする者の技術的能力及び管理的能力に関する事項
三　ヒト胚核移植胚の取扱場所
四　ヒト胚核移植胚の作成の届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
五　ヒト胚核移植胚の作成の届出を行った日付
六　倫理審査委員会の名称、構成員及び構成員の専門とする分野
七　倫理審査委員会から提出された意見

3　第一項に規定する届出書には、ヒト胚核移植胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。

第七条　［略］

第八条　［略］

［条を加える。］

第五条　［同上］

第六条　［同上］

（記録の作成等）

第九条　［略］

2～4　［略］

5　法第十条第一項第四号の文部科学省令で定める事項のうちヒト胚核移植胚に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　ヒト胚核移植胚の取扱場所
二　作成に用いられたヒト受精胚の入手先
三　作成に用いられたヒト受精胚の提供者の同意に関する事項
四　ヒト胚核移植胚を凍結させた場合にあっては、その目的、方法、凍結期間、管理場所及び管理方法並びに管理に従事する者の氏名

6　法第十条第二項の規定により保存することとされている記録の保存期間は、人クローン胚、動物性集合胚又はヒト胚核移植の譲渡、滅失又は廃棄後五年間（当該動物性集合胚を動物の胎内に移植した場合又は当該動物性集合胚から個体を作り出した場合にあっては、それぞれ当該動物又は当該個体の取扱いの終了後五年間）とする。

第十条　［略］

第十一条　［略］

第十二条　［略］

（電磁的記録媒体による手続）

第十三条　第一条第一項、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第七条、第八条第一項、第十条第一項、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定による書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記載した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第五による電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

（記録の作成等）

第七条　［同上］

2～4　［同上］

［項を加える。］

5　法第十条第二項の規定により保存することとされている記録の保存期間は、人クローン胚又は動物性集合胚の譲渡、滅失又は廃棄後五年間（当該動物性集合胚を動物の胎内に移植した場合又は当該動物性集合胚から個体を作り出した場合にあっては、それぞれ当該動物又は当該個体の取扱いの終了後五年間）とする。

第八条　［同上］

第九条　［同上］

第十条　［同上］

（電磁的記録媒体による手続）

第十一条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記載した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第五による電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　［略］
二　［略］
三　［略］
四　［略］